

## 複数の会計年度にまたがる契約の特則

第1条 複数の会計年度にまたがる契約において、各会計年度における委託料の支払いの  
限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和4年度（47.6%） 円

令和5年度（52.4%） 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和4年度（52.9%） 円

令和5年度（47.1%） 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の  
出来高予定額を変更することができる。